

特集1

大学進学と貧困問題

「家庭の経済状況のため進学をあきらめた」「短大にいたが学費が払えず退学した」「卒業して奨学金の借金だけが残った」という問題が最近注目されるようになってきました。NHKのクローズアップ現代プラスで、「親が、連帯責任者になっていたため、その一家が、破産して子どもは、学校を中退した」という例が報道されました。

新潟県の高校卒業生、8677人が進学し、その62・4%（平成27年度学校基本調査）が、東京を始め、県外の大学に行くのです。

今、大学生下宿生の1か月の生活費は約12万円です。ところが、親からの仕送りは約7万円に過ぎません。その差額を奨学金とアルバイトで補つているのが実態です。学生アルバイトも、かつてとは様変わりして、責任を重くされ、授業に支障をきたす例が増えています。

大学生の半数が奨学金を利用しています。しかし、奨学金とは名ばかりで、実態は、「教育ローン」という借金です。卒業時には平均300万円もの借金を背負います。返済のいらない給付型奨学金はまだ特殊なものです。大学を卒業しても正規雇用される保

証がありません。もし、非正規雇用になると、日々の奨学金の返済ができません。今これが社会問題になっています。

生活保護を受けている家庭の大学進学率は10%台で、そうではない家庭の平均は50%です。家庭の貧困が、子どもの教育を受ける権利を奪つているのです。大学に進学したいと望んでいる子どもたちが、貧困ゆえにその希望が摘まれてしまうのは、本人だけでなく社会にとっても大きな損失です。その背景には「自己責任」「受益者負担」という主張で、国際人権A規約のCや子どもの権利条約「無償教育導入」の項目を長年保留してきた政府の責任があります。

このような問題のために、何をすべきかが問われています。給付制の奨学金制度を作るべきであるし、非正規雇用が40%に及ぶ、労働の在り方をたゞ法制が必要です。

これらの問題は教育問題の焦点になっているとともに、これから国政選挙の大切な争点でもあります。今回の特集が、これらの問題の解決策を探る、一助になればと願っています。

（編集部）